

令和7年度樋原美容専門学校細則

第1章 生徒出欠規定（別科 通信課程はこれに準じる。）

第1条 生徒出席調査は次の場合に行う。

- 一 ホームルームの時間
- 二 各授業時限（定期考査を含む。）
- 三 校内及び校外の行事

第2条 出欠調査は、欠席・遅刻・早退・欠課を以て表す。

第3条 登校すべき日に始業時から終業時まで全日出席しない場合は、これを欠席とし、第1条の一、二あるいは三のいずれかに出席しない場合は、これを欠課とする。

第4条 登校すべき時刻より、遅れて登校した場合は遅刻とする。

第5条 終業時刻をまたないで下校した場合は早退とする。

第6条 各授業時限の出欠は最初の氏名点呼のときを以て基準として、以後は当時限の遅刻とする。ただし、20分を経過した場合は欠課とする。

第7条 各授業時限の終了より早く退出した場合は当時限の早退とする。

ただし、授業終了前の20分を超えて退出した場合は欠課とする。

第8条 親族が死亡した場合は、速やかに届け出なければならない。

この場合、次の日数の忌引が認められる。

- 一 父母 ・・・ 7日
- 二 祖父母・兄弟姉妹 ・・・ 3日
- 三 伯叔父母 ・・・ 1日

第9条 交通機関の事故・災害・その他、やむを得ざる事故等によって欠席、あるいは遅刻・早退した場合は、それぞれが正当なものであることを認められれば出席扱いとする。

2 学校の指導下において発生した事故に限り、通院や治療に関わる欠課等について公欠に準ずる措置を講じることもある。

第10条 対外競技・入学試験・就職試験等によって、授業を欠くときは、あらかじめ校長に願い出て、正当と認められた場合は公欠として、出席扱いとする。

第11条 法定伝染病発生の場合、速やかに届け出なければならない。この場合、出席停止の扱いとする。

第12条 ホームルーム担任はホームルーム出席簿によって、生徒の日々の出欠を調査整理し、その出席状況を毎月報告しなければならない。

第13条 各授業时限の出欠は、教科担当者が出席簿によって、調査し、記入するものとする。

第2章 履修

第14条 学校が教育计画に従って学年毎に履修すべきものと定めた全てを履修しなければならない。

第15条 出席日数についての必要事项は别に校長が定める。

第16条 年間出席时数が必要数を満たした場合は、それらの课程を履修したものと認める。

第3章 成績評定

第17条 所定の指導計画に従って履修した学习の时间について、その目標に従い分析評価し、それらを総合的なものとして成績評定を行う。

2 成績評価は、同一学年にあっては同一基準によることを原則とする。

第18条 成績評価は、次のとおりに行う。

- 一 各学期の成績評価は100点法とする。
- 二 学年末成績評価は各学期の成績評価の相加平均とする。
- 三 成績評価は平常素点と考查素点の合計点とする。

第19条 各学期の成績評価は次の比率により算出することを原則とする。

考查素点	学科・・・70%	実技を伴う課目・・・80%
平常素点	学科・・・30%	実技を伴う課目・・・20%

第20条 各学期における出席日数・出席时间数が必要时间に満たない者には補講、各教科の成績が60点未満の者については、授業时间外で補習を受けることができる。ただし補講・補習は、学期ごとに実施する。

第21条 病気その他やむを得ない事由により考查を欠いた場合は次の各項を適用する。

- 一 学期の定期考查を欠いた場合、当該科目の平均点の70%以下として、考查点とする。
- 二 公欠・忌引・出席停止・その他学校が認める特别な事情がある場合は、その当該科目の平均点の70%以上とする。

第22条 考査

- 一 考査中不正行為等を行った者は当該科目の考查点は0とする。
- 二 考査開始20分までに入室した場合は考查を受けることができる。
- 三 考査開始20分を過ぎた場合は欠席扱いとし、第21条の一として処置する。

第23条 原級留置

次の各項に該当する者は原級に留めおく者として職員会議の審議を経て、校長がこれを定める。

- 一 出席日数が必要授業日数に満たない者。もしくは、学校が定める補講授業を経ても必要授業日数が満たない者。
- 二 単位の修得が認定されない者。もしくは、学校が定める補習授業を経ても単位の修得が満たない者。

第24条 別科通信課程においては学年を単位として昼間課程の評価に準じる。

第25条 各学期の成績・単位修得の認定・進級・卒業に関しては、職員会議の審議を経て校長がこれを行う。

第4章 生徒の指導に関する規定（別科 通信課程はこれに準じる。）

第26条 言語・態度

- 一 お互いの人権を尊重し、常に思いやりの心を持って人に接すること。
- 二 言葉使いや態度は気品を保ち、礼儀をわきまえ自己の言動に対して責任を持つこと。
- 三 独断に走ることなく、何事にも知性と理性を持って対処し、暴力に訴えないこと。
- 四 差別を助長する行為、いじめにつながる行為はこれを禁ずる。

第27条 所持品

- 一 所持品の管理は自己責任とし、記名を忘れず、不要な物品及び必要以上の金銭は持参しないこと。
- 二 金品の盗難・紛失・拾得についてはホームルーム担任に届け出てその指導を受けること。

第28条 校内生活の規律

- 一 生徒は学校の定めた下記の時刻までに登校、又は下校すること。早出・居残る場合は、ホームルーム担任の許可を受けること。

　　登校　　8時50分

　　下校　　16時50分

- 二 登校後は許可なく校外に出ないこと。
- 三 校舎内への出入は生徒昇降口を使用すること。
- 四 廊下、教室・ロッカーの整頓・清潔に留意し、環境の美化に努めること。
- 五 授業中は、静粛にし、まじめに学習に取り組むこと。
- 六 外来者に対しては、礼儀と親切をもって接すること。
- 七 緊急、非常に際しては、教職員の指示に従い秩序ある行動を取ること。

- 八 校舎、校具等の公共物は、常に清潔と整備に努め、落書き等の行為をしないこと。
- 九 校舎、校具を破損又は汚損した場合は直ちに届け出て処置をうけること。
- 十 器具を使用する場合は、許可を受けると共に後始末と整備を忘れないこと。
- 十一 校内で社会福祉・救援活動の署名及び、募金活動、印刷物を配布する場合は、学校に届け出てその許可を受けること。
- 十二 本校の敷地内は全面禁煙とする。

第29条 校外活動の規則

- 一 校外においても、常に本校生徒としての自覚のもとに責任ある行動をとること。
- 二 生命尊重の精神に徹し、交通道徳を遵守して安全に留意すること。
- 三 法的に禁じられている場所、その他生徒として適当でない場所に出入りしないこと。
- 四 電車・バス等の車内における言動は特に注意し、助け合い、親切を旨とすること。
- 五 アルバイトは原則として禁止する。ただし、特別の事情のある者は、事前にホームルーム担任に届け出ること。

第30条 その他

- 一 自転車・自動車の通学は認めるが担任に届け出ること。ただし、単車での通学は認めない。
- 二 校内での政治活動はいっさい行わないこと。

第5章 服装規定

第31条 服装・防寒着・下靴・靴下等

服装は清潔・簡素を旨とし、常に端正であること。

第32条 上靴

校内では上靴（白色）を着用すること。

第6章 特別指導規定

第33条 懲戒は訓告、停学、退学とし、いずれの場合も保護者を呼び出し行う。

第34条 特別指導は、次の各項に該当する生徒について行う。

- 一 生徒の本分を逸脱した政治活動を行い、学校の秩序を破壊したもの。
- 二 学校の備品、校具並びに他人の金品を横領又は窃取したもの。
- 三 校舎、備品、校具並びに他人の所有物を故意に汚損又は破損したもの。

- 四 出席が常でなく、故意に学業を放棄したもの。
- 五 故意に授業の進行を妨げたもの。
- 六 考査において、不正な行為のあったもの。
- 七 教師に対し、脅迫又は侮辱の言動をなし、暴力を加えたもの。
- 八 他人に対して暴力を加え、又は傷害を与えたもの。
- 九 他人に対して脅迫又は教唆、煽動等の行為をしたもの。
- 十 法的に禁じられている行為（飲酒、喫煙、薬物乱用、賭博等）及びこれに類する行為をしたもの。
- 十一 法的に禁じられている場所、その他生徒として適当でない場所に出入したものの。
- 十二 その他校則に違反したもの。

第35条 懲戒及び特別指導は、職員会議にはかり校長がこれを行う。

第7章 防災規定

第36条 防災に関する警報が発令されたときの対応を次のとおり定める。

- 一 伝達される警報の種類
大雨警報 洪水警報 大雪警報 暴風警報 暴風雪警報
- 二 在校中に警報が発令されたとき
学校の指示に従う。
- 三 在宅中に、奈良県全域、北部、北西部、北東部、五條、北部吉野のいずれかに「警報」が発令されたとき
 - (1) 自宅で待機し、
午前11時までに、「警報」が解除された時は、直ちに安全な方法で登校する。
 - (2) 上記の時刻までに解除されなかった時は、「臨時休業」とする。
- 四 在宅中に、奈良県南部、南東部、南西部及び他府県の居住地のいずれかに「警報」が発令されたとき
 - (1) 奈良県北部居住の生徒は平常通り登校する。
 - (2) 上記 四(1)以外に居住する生徒は、前項三(1)に準ずる。
また、「警報」が前項の時刻までに解除されなかったときは、登校しないものとする。（公欠等の扱い）
- 五 登校中に警報が発令されたとき
情報を知り得た時点で、安全な方法で速やかに帰宅、避難する。ただし、その途上で学校へ避難するのが安全と判断したときは登校し、指示に従う。

六 その他

道路や交通機関の状況により生徒が登校できないときは、自宅に待機し、その状況を学校に連絡する。

第8章 学校評価規定

第37条 本校の適正かつ円滑な学校運営の推進と発展を図るため、本校の教育活動と学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

- 2 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。
- 3 本校の自己評価は中間期（9月）年度末（3月）の2回とし、校長の委嘱する委員が学校関係者評価委員会を実施し3月に評価結果を報告するものとする。
- 4 本校の「自己評価」及び「学校関係者評価」の項目は、学校運営・教育活動・学修成果・学生支援・教育環境・学生募集・財務・社会貢献・地域貢献とする。
- 5 本校の「学校関係者評価委員会」選出基準は、次に掲げる者のうちから、2名以上を選出する。また、選出者は、学校職員でない者とする。
 - (1) 卒業生
 - (2) 地域住民
 - (3) 地元企業関係者

参考

奈良地方気象台が発表する気象警報等の地域区分は下記の通りである。

北部	北西部	奈良市・生駒市・大和郡山市・天理市・橿原市・大和高田市・桜井市・御所市・香芝市・葛城市・生駒郡・磯城郡・北葛城郡・高市郡
	北東部	山辺郡（山添村）・宇陀市
	五條・北部吉野	吉野郡（大淀町・吉野町・下市町） 五條市（大塔町を除く）
南部	南東部	宇陀郡（曾爾村・御杖村） 吉野郡（黒滝村・天川村・上北山村・下北山村・川上村・東吉野村）
	南西部	五條市（大塔町に限る） 吉野郡（野迫川村・十津川村）

参考

本校の教科課目及び授業時間数は次のとおりとする。

課　　目	単位数	
	1年次	2年次
必修課目	関係法規・制度	1単位
	衛生管理	1単位
	保健	1単位
	香粧品化学	2単位
	文化論	1単位
	美容技術理論	3単位
	運営管理	1単位
	美容実習	15単位
小　　計		47単位
選択必修課目	着　付	10単位
	エステティック	
	メイクアップ	
	ネイルベーシック	
合　　計		67単位

※ 1授業時間を50分とし、1単位を年間計画に基づき35週行うことを標準とする。

